九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

退職給付に係る負債における現在価値の影響

小川, 淳平

https://doi.org/10.15017/3000314

出版情報：経済論究. 114, pp.25-37, 2002-11-26. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

退職給付に係る負債における現在価値の影響

小　川　淳　平

1　はじめに

退職後の従業員に対して何らかの給付をなす責任を有する企業にとって，従業員が一定期間労働するごとに，企業における現金等の経済的便益が流出することになる。この経済的便益の流出は，企業と従業員間の雇用契約または労働協約などの法的契約に基づくものであり，その額の水準が変更されるか否かにかかわらず，退職給付に係る企業の支払義務そのものは確実に実在しているといえる。

現在は，従業員の退職後に支払われる退職年金および退職一時金は，従業員の労働サービスの提供に対する賃金の後払いであるとする解釈を前提として，発生主義に基づいて当期に帰属すべき費用を求める方法が，年金数理計算を会計の計算構造に取り込んだ米国財務会計基準書（SFAS）第87号，国際会計基準（IAS）第19号およびわが国の退職給付に係る会計基準（以下，日本基準）でも採用されている[1)]。

退職給付債務は，貨幣を伴う交換取引によって測定される債務ではなく，将来における不確実な要素を考慮した各種の基礎率を用いて，超長期にわたる額を合理的に見積もることによって測定される現在価値である。したがって，その金額は，確定的に決まるものではなく，様々な予測値もしくは予測の前提の変更によって常に変動する。このような債務に基づく退職給付に係る負債（資産[2)]）の財務諸表への計上が，上記の会計基準において認められている。

本稿の目的は，このような退職給付に係る負債が認識される根拠を明確にし，現在価値による当該負債の認識・測定が現行の制度会計に与える影響について，米国財務会計基準審議会（FASB）および国際会計基準委員会（IASC）の概念フレームワークを参照としながら検討することである。

2　退職給付債務の類型

2.1　退職給付の債務概念

退職給付債務には，その性質上異なる３つの概念が存在する。退職給付債務に関する将来キャッシュ・アウトフローの見積もりにおいて，認識すべき基礎率や発生時点の相違によって，その概念および測定額に相違が発生する。以下，それぞれについて概説する。

(1)　確定給付債務

確定給付債務（Vested Benefit Obligation; VBO）は，退職後の給付に関する法的な受給権を獲得した従業員のみ，年金債務全体では退職

1）FASB［1985b］, Appendix A, pars.79-83.，企業会計審議会［1998a］，三，2.

2）退職以後の従業員への退職年金および退職一時金の給付を目的として外部の年金基金に積み立られた制度資産が，退職給付債務を超過する場合には，母体企業において資産および収益が発生する可能性もあるが，本稿では，負債の側面のみに着目して論を展開する。

給付の法的受給権確定部分のみを考慮した概念である。法的な受給権とは，雇用契約や労働協約等により，企業が従業員に対して退職後の給付をなすことが契約上成立している，従業員の権利である。

(2)　累積給付債務

累積給付債務（Accumulated Benefit Obligation; ABO）は，退職後の給付に関する法的な受給権を取得した従業員と，未取得の従業員の双方を考慮する概念であり，法的受給権が確定していない部分に関しても，一定期間後には退職給付の法的受給権を取得するため，既労働提供分を含めて予測退職給付見込額とするものである[3]。これは，VBOに受給権未取得者に係る企業側の債務相当額を加味した金額である。

【図表１】　退職給付債務の概念図

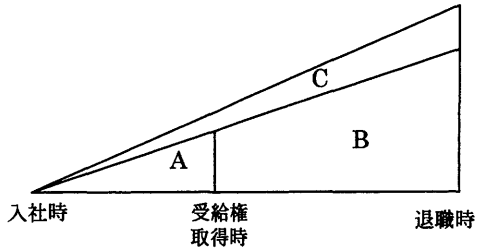

（１）VBO＝B
（２）ABO＝A+B
（３）PBO＝A+B+C
注）C＝将来の給付水準部分

(3)　予測給付債務

予測給付債務（Projected Benefit Obligation; PBO）は，退職給付の法的受給権の有無を問わず，全従業員に関する退職給付に係る債務を考慮し，そのうえ将来の給与の昇給分をもその金額に反映された概念である。これは，ABOに将来の昇給分の見込額を含めて予測退職給付見込額とするものである。

2.2　各基準におけるPBO採用理由

米国基準や国際会計基準そして日本基準は，将来の昇給部分を含めたPBOを退職給付の債務概念として採用している。FASB [1985b] では，年金債務[4]を数理的現在価値（the actuarial present value）とし，将来の給与水準の仮定を含む年金給付算定式[5]による年金債務の測定を認めている（par.17）。発生主義による年金費用と年金債務の認識において，従業員の将来給付を明示した制度規定である給付算定方式が，目的適合性と信頼性の最も高い情報を提供すると

3）受給権の取得時期に関して，米国においては，労働者の退職後の所得に関する社会保障上の保護法であるエリサ法（The Employee Retirement Income Security Act, ERISA, 1974年）に規定している。そのなかで，(A) 5年の勤務の満了後に100％の権利を取得する方法，または(B) 3年後に20％を取得し，その後4年間で20％ずつ増加し，7年以後に100％の権利を取得する方法のどちらかを最低限の受給権取得基準として規定している（ERISA 第203条第2項）。この規定により，米国では，従業員への受給権付与の時期および割合が統一化されている。

一方，わが国では，公的年金の上乗せ部分である企業年金制度に関して，厚生年金保険法や厚生年金基金令および厚生年金基金規則等の法律を制定している。しかし，これらの記述の中に退職給付の受給権（Vesting）について明瞭な規定を設けていない。これは，エリサ法のような法律が存在しなかったこと，1980年代までの経済状況，および退職給付に関する会計基準設定の遅延等に起因する退職給付債務への年金数理計算の導入に関する一般認識の低さなどが理由として考えられる。そこで，2001年6月15日に『確定給付企業年金法』が公布され，2002年4月1日から施行されている。これは，確定拠出型年金の議論の活発化に伴い，それまでの厚生年金基金と適格退職年金からなる確定給付型の企業年金制度を再編成するための法律である。このなかで，年金の給付要件は規約で定めるところによるものとされ（第31条），その規約において20年を超える加入期間を要件としてはならない（第36条第4項），とされている。しかし，これは受給権の付与が20年以内であると強制しているに過ぎず，早期での従業員の年金受給権を保護しているわけではない。受給権の保護については，いまだ議論の余地があると思われる。

4）ここではFASB [1985b] における文言を尊重し，退職給付ではなく年金という用語を用いる。

考え (par.97)，年金に関する実務上の制度を尊重するということをPBO採用の根拠としている。

また，IASC［1998a］では，『付録3　結論の根拠』[6]において，給与の将来における増加は将来事象（future events）であり，この見積もりは主観的に過ぎるとしながらも (par.35)，将来の給与の増加に関する仮定は，債務の存在の有無を決めるためではなく，すでに存在している債務を，最も目的適合性の高い尺度を提供する基礎によって測定するために利用されるとしている（par.36)。

そして，企業会計審議会[1998a]においても，「現在時点の退職給付の支払額のみに基づいて将来の退職給付の額を見積ることは，退職給付の実態が適切に反映していない」(四，2，(1)) ことを理由として，「退職時に見込まれる退職給付の額は，退職時までに合理的に見込まれる退職給付の変動要因を考慮して見積る」(四，2，(1)) とし，退職給付債務として将来の給与水準等を含めたPBOを採用している。

5）FASB[1985b]では，給付算定方式(pension benefit formula)として，以下の3つをあげている。はじめに，最終給与比例方式（final-pay formula）は，「勤務期間終了間近の特定年数にわたる従業員の給与，または最も給与が高い期間の従業員給与に基づく給付算定方式である。」次に，全期間平均給与比例算定式（career-average-pay formula)は，「事業主に提供した全勤務期間にわたる従業員給与に基づく給付算定方式である。」最後に，定額給付算定式（flat-benefit formula)は，「例えば給付対象となる各年度の退職所得が20ドルなどのように，勤務年度ごとの一定額に基づく給付算定方式である。」定額給付方式（非給与比例方式）のみ将来の給与水準を反映しない算定方式である。(FASB[1985b], par.17., Appendix D, par.264.)
　これに関して，わが国では，(一)全期間の平均標準給与月額に基づく方法，(二)一定期間の平均標準給与月額に基づく方法，(三)年金給付理由発生月の前月の標準給与月額に基づく方法（最終給与に基づく方法）を提示している。(『厚生年金基金令』第22条および第23条)

6）IASC[1998a], Appendix 3, Basis for Conclusions.

3　退職給付債務と負債概念

PBOは，すでに給付義務が確定している部分と未確定の部分により構成される債務である。これらは，将来的に企業に対してなんらかの支払義務を負わせる源泉であるが，その支払義務を現時点において回避するために，掛金を拠出し制度資産を積み立てている。つまり，PBOの制度資産相当額からは将来キャッシュ・アウトフローが生じない。したがって，退職給付に係る負債は，外部の年金基金に積み立てられた制度資産の公正価値と，現在価値によって算出された退職給付債務が相殺されて，その純額として認識される。

ただし，制度資産との相殺は支払義務の減少であり，元々の性質が，会計上の負債に適合するか否かを検討する必要がある。

3.1　PBOの計算構造[7]

(1)　PBO計算の二側面

PBOは現在価値計算により算出される。大別すると3段階に分かれる。第一に，一般に定年時と仮定される退職時において発生すると見込まれる給付額を見積もる。この給付額が，企業にとっての将来キャッシュ・アウトフローである。このキャッシュフローの構成要素として，現在そして将来の給与額および給与見積額，退職率，死亡率などがある。第二に，退職時の給付見込額のうち，当期末時点で発生していると見込まれる額を抽出する。当期の終了時点においてすでに発生している額を，発生主義に基づいて退職給付債務としている。そして，第三に，当期末においてすでに発生していると見込まれ

7）具体的な退職給付債務および退職給付費用の計算例については，日本公認会計士協会［1999］を参照。

る退職時の予測給付額を，一定の割引率を用いて割引計算することにより，現時点である期末時の現在価値たるPBOを算出する。

以上をまとめると，PBOの計算は，将来キャッシュフローの見積もりと割引率の決定との2つの側面に集約される。双方には現時点において考えられうる将来予測が含まれており，したがって，算出される金額には不確実性が存在する。また，退職給付の計算は，従業員個人単位で行うことが原則であり，各従業員が退職や死亡などを理由として年金基金を脱退する時期，つまり企業にとって実際に給付をなす時期にも不確実性が伴う[8]。

このように，PBOは，経済状況の変化や市場の各種のリスクにさらされており，その合理的見積もりには確率論的手法[9]を用いらざるを得ないといえるであろう。

(2)　昇給率について

前述したように，将来キャッシュ・アウトフローの構成要素には，退職率や死亡率などの基礎率のほかに，現在の給与額そして将来の予測給与額が含まれる。将来の予測給与額は，現時点における給与水準に加え，将来の給与水準の予測が必要となる。将来の給与水準は，将来のインフレーションや成長性，年功，昇進などを反映した昇給率に基づいて予測される[10]。

昇給率は，従業員の定期昇給に係る部分と，定期昇給以外の給与変動（ベースアップ）に係る部分とによる。定期的な昇給の見積もり可能性に相違はあるが，将来の昇給の発生が確実であり，かつその金額を合理的に見積もることができる場合に限って昇給率の要素に含めるということは共通した規準である。

この昇給率は，将来のインフレーションや年功その他の将来発生すると予測される事象を反映することになる。現時点において，将来の発生可能性が認められ，その金額を合理的に見積もることができる将来の給与水準に係る将来事象であれば，それが昇給率のみならずPBOにも反映されることになる。

3.2　負債概念の検討

(1)　負債の定義における要件

前述したように，現在価値に基づき昇給率等の将来事象の予測を含めた概念であるPBOは，現時点において従業員が財・サービスを提供しているが，いまだに対価たる給付を受けていない部分と，いまだに従業員による財・サービスの提供も対価としての給付もなされていない双方未履行の部分とによって構成される，いわば混合的性質を有する。また，支払義務が確定している部分と，いまだに未確定な部分にも分類でき，そのうえ将来の給付額の発生時期および

8）なお，市場における取引価額を想定する公正価値を，現在価値の測定目的に位置付けるのであれば，市場参加者が要求すると擬制されるリスク・プレミアムを調整する必要が生ずる。この場合，キャッシュフローまたは割引率のどちらかによってリスク調整を行うことが求められる。FASB［2000］は，単一の最頻値たるキャッシュフローとリスク調整をした割引率によって現在価値を求める伝統的アプローチと，リスク調整した期待キャッシュフローを無リスク利子率によって割り引いて現在価値を求める期待キャッシュフロー・アプローチを提示し，生起する可能性のあるすべてのキャッシュフローを反映し(par.45)，かつキャッシュフローの発生時期が不確実な場合においても，現在価値の計算技術を利用できるとして(par.46)，後者の優位性を述べている。

9）伊藤邦雄［1996］では，確率論的アプローチによる合理的見積もりと決定論的に求めなければならない会計上の数値には潜在的な矛盾が存在するが，この相克を超えるためには，情報論的アプローチが必要となると述べられ，特に年金会計の分野においては，ベンチ・マーキング法，上・下限法，センシビリティ・ディスクロージャーによる補足的情報の開示が提言されている。

10）FASB[1985b], pars.202-203., IASC[1998a], pars.83-84.，日本アクチュアリー会・日本年金数理人会［1999］，2.1.

金額が未確定である。

FASB[1985a]では，負債の定義要件として，①過去の取引または事象に基づく現在の債務，②将来における他の経済体への財・サービスの提供，③将来の発生可能性の高さ，そして④経済的便益の犠牲，を挙げている(par.35)。また，IASC [1989] では，①過去の事象から発生した現在の債務，②決済により経済的便益を有する資産が流出すると予測されること，を挙げている (par.49, (b))。前者では，発生の可能性の高さを定義の要件として求めているのに対して，後者ではそれを求めておらず，発生の可能性の程度に関しては，認識要件において規定している (IASC [1989], par.83)。

将来において経済的便益が流出する可能性は程度に関する問題であり，それをもたらす債務が現時点において存在するのか否かを判断することが概念上の範囲規定である。たとえ発生可能性が低くとも，存在そのものは認められるべきであると考えられる。したがって，「発生可能性の高さ」は実存する負債が財務諸表上で認識されることの適切性を判断する際の「認識規準」であると考えることが適切であろう。また，これ以外の点に関しては，文言上の相違と解釈できる。したがって，本論文においては負債の定義要件として，過去の取引または事象に基づく現在の債務，および将来における経済的便益の流出，とする[11]。

(2) 負債の定義における債務の意義

ここでいう債務 (obligation) とは，法的根拠を有するもののみならず，取引または社内規則等の慣習や道徳等にも基づく企業に対する広義の請求権を意味する。FASB[1985a]では，「法的または社会的に課せられる義務のこと，すなわち，ある人が契約や約束，および道徳上の責任などによってしなければならないことをいうために，通常の一般的な意味で用いられ，法的債務と同様に，衡平法上の (equitable) 債務および推定上の (constructive) 債務を含む。」(notes.22) と述べられ，またIASC[1989]では，「ある一定の方法で実行または遂行する義務または責任であり，拘束的契約または制定法上の要請の結果として，法的に強制される場合がある。しかし，債務は，通常の取引慣行や慣習，および良好な取引関係を維持したいまたは衡平法上の道徳 (an equitable manner) にしたがって行動したいという要望からも生じる。」(par. 60) と規定している。

FASB [1985a] は，法的債務以外を衡平法上および推定上の債務に分類し，各々について，「衡平法とは，救済に基づく法概念であり，不文法または成分法・制定法から生じるのではなく，倫理的または道徳的概念を根拠とする。ここでの衡平は，人の良心に基づく一般的な公平や公正ではなく，むしろ実行すべきことを実行することを意味する。また，推定による債務とは，契約や行政当局からの規制ではなく，ある特定の状態における事実から生じる債務であり，定例の有給休暇手当などがこれにあたるであろう。」(par.40) と述べている。ただし，この説明のみでは，両者を明瞭に区分することは困難である。たとえば，定例の有給休暇手当などは推定上の債務に分類されているが，雇用条件の不確定な設立直後の企業の場合には，過去の慣習は存在しない。その場合，特定の状態における事実を他企業における実態に依拠するべきなのか，そもそも有給休暇が設けられたのは，従業員の生産性の向上を目的とするともに，倫

11) 負債 (liability) に関する法的概念および会計上の負債概念の変遷については，J.St.G.カー・徳賀芳弘訳 [1999] を参照。

理的配慮が存在したからではないのか，などとも考えられる。

これらの両者に本質的な相違があるのか，その相違に基づいていかなる事象が債務に含まれるのか検討する余地は多分に残されているが，そもそも道徳と慣習は明確に区分できるのかに関しては疑問があり，境界線を明瞭にするよりも，法的債務以外のいかなるものが企業に対する請求権であるといえるのかについて具体的に検討することが求められていると思われる。

IASC［1998a］では，法律に基づくもの以外の債務に関して，推定上の債務という用語のみを用いている。本稿では，上記の理由に鑑み，これを法的債務以外の債務という意味で解釈し，以後の議論を進める。PBOには，すでに給付義務が確定している部分と未確定の部分とが存在し，将来において実際の給付がなされる。そして，将来事象の予測を含んだ現在価値として算出されるため，法的債務以外の債務も明瞭にする必要があり，そのために推定上の債務という概念が規定されているともいえるであろう[12]。

3.3　PBOを採用すべき根拠

将来の給与水準を反映させたPBOを退職給付債務とする根拠は，以下の通りである。当該部分は，入社時の雇用契約，または最終給与比例方式などの給付算定方式を用いて以前より退職後の給付額を見積もることが慣習化していることなどを過去の取引または事象とすること，昇給率を反映した将来の給与水準部分を推定上の債務とすること，数理計算による実務を尊重すること，および現在価値計算における将来キャッシュフローに相当する退職時の給付額の見積もりとの整合性を図ることである。

一方，将来における給与の上昇やインフレーションなどを予測した将来の給与水準に当たる部分が将来事象であり現時点で確定できないこと，したがって過去の取引や事象に基づく現在の債務とはいえないこと，将来の給与水準の影響は給与の増加や物価水準の変動等の事象が発生した時点で認識すべきであること，などにより，ABOを退職給付債務とするべきであるという意見がある[13]。

双方の意見で最も問題性が高く，かつ負債存在の可否の重要な規準は，当該事象が過去の取引または事象に起因する現時点の債務であるか否かである。ABOを採用すべきとする立場からすると，退職給付債務における過去の取引または事象とは，「既労働提供部分」つまり労働の提供という一方の義務が履行されたことである。一方，PBOの立場からすると，それは，「雇用契約や労働協約」などの企業と従業員間の契約，または「最終給与比例方式や全期間平均給与比例算定式などの給付算定方式を用いる給付額の算定の慣習化等」の契約に基づかなくとも企業に支払義務が発生することが推定される事象である。

このように，PBOを採用する場合には，過去の取引または事象を，現時点においてすでに従

12）推定上の債務の問題は，IASC［1998b］におけるリストラクチャリングにおいても問題となっている。これについては，今福［1999］を参照。

13）醍醐聰［2001］，221および222頁 において「退職給付は勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生する後払いの賃金であるというなら，当期末までの勤務に伴って生じた当期末要支給額を意味する累積給付債務（ABO）が正当な年金負債ではないかと考えられる。」と述べられている。また，FASB［1985b］設定当時のFASB委員の1人であるスプラウス（Robert T. Sprouse）も，基準書本文の記述の終了後に，「企業は将来のインフレーション，昇格，生産性の向上といった将来の出来事についての不確定事象である昇給に関連した年金給付に対する現時点での債務を負うことはできない。」とし，年金債務としてPBOを用いることに反対している。

【図表２】 債務の発生源泉による年金債務の分類

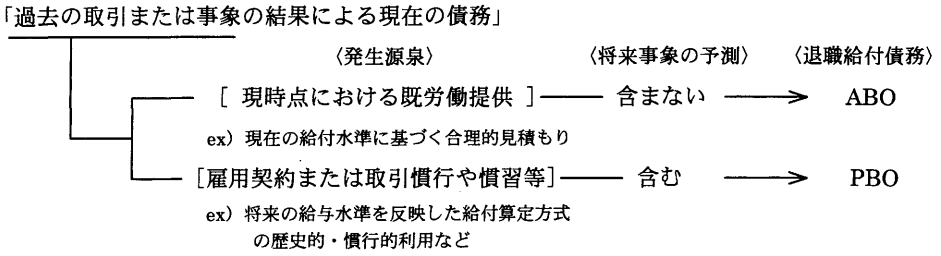

業員によってなされた労働サービスの提供とし，それに対応する給付義務が確定している部分に関しては，すでに支払義務が確定しているとして，負の経済的便益が認識される。

しかし，インフレーションや勤続年数などによる将来の給与水準の上昇による給付義務の未確定部分に関しては，いまだに財・サービスの費消という事実が存在していない。これらにとって，過去における取引または事象とは，過去の雇用契約や当該企業における将来の給与水準を反映した給付算定方式の歴史的・慣習的利用などと考えられる。この場合，過去における取引または事象は，潜在的支払義務である原因事象の発生として，より広義に解釈されている。ただし，ストックの変動として，資産の減少，または負債の増加による経済価値の現実的な減少が生じているからこそ，当該未確定部分も会計上の負債となりうる。そのために，推定上の債務という広義の債務概念が明示されている。

貸借対照表に将来キャッシュフローの予測能力を求め，資産を経済的便益の発生源泉とし，負債を経済的便益の流出源泉とする考え方に立脚すれば，負債を将来事象の予測を含めた概念と規定する必要が生じるであろう。そして，その測定に現在価値計算を用いるのであれば，将来キャッシュフローの見積もりと一定の利子率による割引計算という構造が，測定のみならず概念領域においても将来事象の予測を取り込むことが当然の帰結として求められることになる。

現在価値として求められる退職給付債務は，割引率として，市場において貨幣の時間価値を反映した無リスク利子率を基礎とする利子率によって将来キャッシュフローを割り引いて算出されるが[14]，当該無リスク利子率は，インフレーションや経済成長率その他経済社会の変動のすべてに対する市場の予測を反映しており，昇給率等の将来に発生すると予測される事象を反映するキャッシュフローを見積もるPBOが適しているといえる。

4　退職給付に係る負債の認識

4.1　認識規準

認識とは，数量的に把握できる事象を会計の計算プロセスに組み込むことであり，注記などではなく財務諸表に計上させることである。FASB [1984] は，「認識とは，ある項目を企業

14) FASB [1985b] は，市場における取引価額としての公正価値を志向し，割引率として清算利子率（settlement rate）を規定しており，具体的には優良な確定利子付きの投資収益率をあげている（par.44）。また，IASC [1998a] は，貸借対照表日現在の優良社債の市場利回りをあげている。社債の市場が未成熟の場合には，国債の市場利回りを使用することとしている（par. 78）。日本基準では，安全性の高い長期の債券の利回りとし（企業会計審議会 [1998b]，二，２，(4)），具体的に長期の国債，政府機関債とともに優良社債の利回りを規定している（企業会計審議会 [1998c]，注６）。

の財務諸表に資産，負債，収益，費用もしくはこれらに類するものとして正式に記録するかまたは組み入れるプロセスである。」(par.58) と定義しており，またIASC [1989] は，「認識とは，ある項目を貸借対照表または損益計算書に組み入れるプロセスである。」(par.82) としている。

財務諸表上で認識されるためには，認識されるのに必要十分な条件を備えていることが求められる。その条件とは，認識規準を満たすことである。FASB [1984] は，一般的制約条件としてコスト・ベネフィットの考量と，重要性の識閾を満たすことを前提として，前章で検討した定義，測定可能性，目的適合性，そして信頼性の 4 つの規準を設けている (par.63)。一方，IASC [1989] では，資産や負債といった当該事象の要素に応じた定義を満たすことと共に，発生可能性の高さと信頼性を伴う測定可能性の 2 つがあげられている (par.83)。

まず，双方ともに資産および負債の定義に見合うことが求められている。また，発生可能性の高さは，前章で述べたように，FASBにおいては定義に含まれているが，IASCにおいては認識要件の 1 つとして規定されている。そして，測定可能性に関しては，FASBは十分な信頼性を有することが求められているため，両者の測定可能性の意味は同じであるといえよう。以上によると，認識規準とは，資産および負債の定義を満たすこと，発生の可能性が高いことおよび信頼性の高い測定可能性があることであると考えられる[15]。

一方，金融資産および金融負債に関する包括的な会計基準の設定を志向したJWG [2000] は，発生の可能性の高さという認識規準に対して異なる意見を表明している。それは，「金融商品から生じる経済的便益の将来における流入の可能性，及びそれらの流出の可能性の高い金額は，その金融商品の公正価値の測定に関わる問題であり，その金融商品を認識すべきかどうかには影響しない問題である」(par.3.2(a)) というものである。そして，認識へのアプローチとして，資産または負債の全体に対して認識または認識の中止を判断する一括アプローチ (all-or-nothing approach) と，資産または負債を分割可能であると解し，それぞれの構成要素ごとに認識または認識の中止を判断する構成要素アプローチ (components approach) とに分類し，「市場の経済実態を最もよく反映し，公正価値測定システムの要求を最もよく満たす」(par. 3.16) ことにより，後者を採用している。発生の可能性の高さを認識規準から排除し，市場における取引価格を想定する公正価値を目的とした測定を提唱している (par.69)。

概念フレームワークが立脚する資産および負債の評価に基づく会計構造によると，経済的便益の流入または流出の発生は，資産または負債の価値変動として認識される。資産または負債の価値という場合，将来の経済的便益の流入または流出を企業にもたらす可能性が高ければ全額を，高いとみなせなければゼロ評価するのではなく，その資産または負債に内在するリスクや不確実性を考慮したうえで評価するであろう。たとえば，金融機関による貸出金の評価の場合，貸出先企業の信用リスク等を評価し，そのリスクに見合った貸出利率を設定する。仮に，与信先企業の業績が著しく悪化し，貸付金全額の返済が不可能となり，多額の貸倒れが発生することが見込まれるとしても，当該金融機関は

15) 認識規準としての発生可能性の程度に関して，FASB [1975] とIASC [1998b] には相違が存在する。前者では発生確率がかなり高いことが求められる (par.3) のに対して，後者では発生する可能性が発生しない可能性よりも高い場合 (par.23) とされている。ただし，これらは偶発損失および引当金としての負債の認識要件としての規定である。

現時点における貸出先企業の信用リスク等に基づいて，当該貸出資産を期待値として評価するであろう。

また，市場における価格決定構造としても期待値による評価がなされている。不特定多数の市場参加者によって構成される市場における価格は，最頻値等に基づく確定した唯一のキャッシュフローではなく，すべての市場参加者による複数のキャッシュフローの期待値として求められる。

JWG [2000] は，金融資産および金融負債をその対象とする基準であるが，退職給付債務は検討対象から排除している。しかし，これは，退職給付が金融負債として不適合であることを意味するのではなく，会計処理に関する確立された会計基準および会計実務が存在しており，特別に取り上げる必要性がないという理由に基づくものである[16]。以下では，退職給付債務の認識について，発生の可能性を認識規準に含めた場合と，発生の可能性を認識規準から排除し期待値を用いた場合について説明する。

4.2　PBOの認識領域

現行の制度会計にもとづいた認識規準の場合，いかなる部分がPBOとして認識されるべき対象となるのであろうか。問題となるのは，退職給付の受給権未取得部分（図表3，A）と，将来の給与水準等に係る部分である（図表3，C，C'，C"）。

前者は，現時点以前の給付水準に基づき，すでに労働サービスの提供がなされている部分であり，一定期間終了後には法的権利である受給権が発生するため，発生可能性が高いと考えられ，また信頼性の高い測定も可能である。したがって，この部分を認識対象とすることは合理的であるといえる。

一方，後者は，将来の昇給率にかかる未確定部分であり，必ずしも発生可能性が高いとはいえない。また不確実性を前提にした将来事象の予測が含まれるため，測定上の信頼性についても前者ほど高いとはいえない。しかし，当該企業の退職後の給付が以前より退職年度に近い比較的高水準の給与をベースとして算定されており，それが慣行として社内全体に認知されているような場合には，将来の給与水準に基づく給付の発生可能性が高いといえ，また歴史的データを有する給付算定方式の利用などによって一定の信頼性を有する測定が可能であるとすれば，この将来事象に係る債務を認識することができる[17]。このように，推定上の債務に発生原因を求め，過去の取引または事象に基づく現在の債務であると認められる負債が，発生の可能性が高いと認められ，かつ，その金額を合理的に

【図表3】　現行制度上のPBOの認識領域

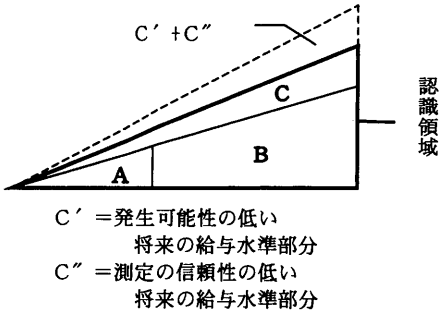

16) JWG [2000], par.1(c), par.2.24.

17) IASC [1998a], Appendix 3, pars.12-13においては，負債の定義を満たし，将来の経済的便益の流出可能性が高く，かつ信頼性のある測定が可能な事象のみを認識するべきであるとし，そのためには信頼性の高い測定が可能な数理計算上の技法を用いるべきであるとしている。また，企業会計審議会 [1998c]，注3においても，確実に見込まれる昇給率等のみが退職給付の変動要因として認められ，予め予測できない臨時支給の退職給付等は含まれないとしている。

見積もることができる部分がPBOの認識対象となる。

将来の給付義務の発生に関して，自らコントロールできない事象の発生に依拠する債務たる偶発債務は，債務保証や損害賠償に伴う債務のように，原則として認識することは認められていない[18]。しかし，発生可能性が高いと認められ，かつ信頼性の高い測定値が得られるのであれば財務諸表への計上が認められる。これらの一部が認識されることは，負債の定義を満たしていることが前提となる。つまり，現行制度において，発生源泉が法的な契約に基づかない場合でも概念上負債であることは認められている。PBOにおける昇給率に係る部分も，発生可能性が不確実であるこれらの偶発債務と同じ性質であると考えられる。

一方，認識規準から発生可能性を排除し，期待値によるキャッシュフローの見積もりを行う場合，発生可能性の程度にかかわらず，負債の定義を満たし，信頼性の高い測定値が得られるのであれば，PBOとしての認識対象となりえる。

【図表 4】 期待値によるPBOの認識領域

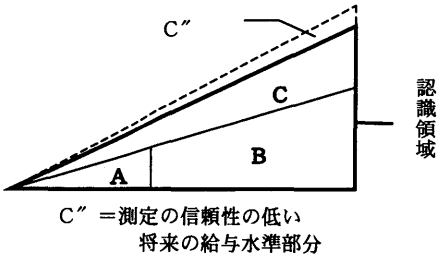

5　おわりに

現在価値は，測定上の一属性とされ，測定手段として考えられている。資本市場に基づくファイナンスの発展や情報関連技術の著しい進歩等を背景に，この測定手段の高度化・精緻化が図られ，以前よりもその測定値の信頼性が高まっている。これは，負債の量的拡大といえるであろう。

ただし，現在価値は必然的に将来に対する予測を含むものであり，現時点における最善の予測として不確実な将来事象を反映することになる。そして，その予測には，法的に支払い義務が確定するもののみならず，取引慣行のなかで，または当該企業内部で醸造された慣習や道徳的観念に基づく支払義務が含まれる。退職給付においては，退職時の給与を基礎とした給付算定式の歴史的・慣習的な利用などがこれにあたる。そのうえ，いまだ金額の確定していない未履行部分に関しては，過去における取引または事象は，潜在的支払義務である原因事象の発生として，より広義に解釈され，資産の減少，または負債の増加による経済価値の現実的な減少が生じていると解される。これは，現在価値による負債の質的拡大といえるであろう。

認識に関して，発生可能性の高さを認識の判断規準とするのか，それとも認識と測定を形式上も明瞭に区分せず，現在価値のキャッシュフローを，合理的に見積もることのできる複数のキャッシュフローの流列の束における加重平均値たる期待値として求めるのかについて，後者を選択する場合は，会計構造に対して著しい影響を与えることになる。発生可能性が高いとみなされないために簿外処理されていた経済事象

18) FASB [1975], pars.1-2., IASC [1998b], pars. 12-13. なお，FASB [1975] とIASC [1998b] は，偶発事象に関する用語および分類に相違がある。たとえば，前者では偶発損失 (loss contingency) であり，後者では偶発負債 (contingent liabilities) ある。そして，前者では偶発損失のうち認識要件を満たしたものが認識されるのに対して，後者では偶発負債のうち認識要件を満たしたものが引当金 (provisions) となる。その他両者の異同に関しては山下寿文 [2001] を参照。

が，定義を満たし，かつ合理的測定が可能であればオンバランスされることになる。会計上，不確実性をいかに取り扱うのかという根本的課題とともに，個別の資産および負債の性質を尊重し，金融資産および金融負債の枠にとらわれず検討されるべき課題であろう。

現在価値に基づく退職給付に係る負債を認識することは，現行の制度会計にいかなる影響を与えるのであろうか。

第一に，会計数値の信頼性が低下することである。取引時の交換価値による数値は，それが実際の現金の流出入を伴うことにより客観性が高く，また検証可能性が高い。しかし，PBOは現在価値として毎期評価されるため，客観性・検証可能性において交換価値に劣る。

第二に，不確実性をより高度に反映することである。退職後の従業員に対する年金および一時金の給付は，かなり高い確率で発生するが，その時期および金額は未確定である。不確実性の程度が様々な項目が財務諸表に混合して計上される。

第三に，市場ないし市場参加者にとっての財務諸表の有用性を高めることである。市場の影響を抜きに現代の企業経営は考えられない。財務諸表が市場に対するアナウンスメントとして認知され，高度の専門知識と情報を有するアナリスト等が財務諸表を分析し，その評価が市場価格の形成に寄与する。財務諸表をキャッシュフローの予測情報とみなせば，経営者の観点から企業が有する情報をより財務諸表に反映させることは，有用性の向上に結びつくことになる[19]。

退職給付をめぐる現行の会計基準および会計実務においては，退職給付債務はストック評価され，その変動額の一部が費用として認識され，それ以外は遅延認識により未認識とされる。退職給付に係る費用は，期首の退職給付債務に基づいて定期的に発生すると見込まれる勤務費用および利息費用から制度資産の運用収益を控除した額に，未認識事象の当期償却額を加減して算出される。そして，費用の対照項目として退職給付に係る負債が認識される。つまり，配分を行う計算構造のなかに，その財務諸表上の金額の決定において評価のプロセスが含まれる。そのプロセスを経て，当期に帰属する費用が算出され，その対照として負債が認識されるのであり，ストック評価の差額が直接的に認識されるわけではない[20]。

会計の担う機能として，市場を前提とした投資意思決定支援機能を財務諸表の最も尊重するべき機能であるとするのであれば[21]，このような不確実な事象も，内在する不確実性を確率論的に把握し，退職給付に係る負債に類するその他の事象も同様に財務諸表に反映し，実態開示を促進することが求められるであろう。ただし，その場合にも，資産および負債の評価にもとづく会計構造か，または収益および費用の実現と配分に基づく会計構造のどちらによる根拠付けが適切であるのか，それとも新たな概念がありえるのかについての議論が必要であろう。

---

19) これに対して，会計数値の信頼性の低下により有用性の程度も低下する可能性があり，また，市場参加者として具体的にアナリスト等を対象とする場合，財務諸表の本体に表示せずに注記情報として開示してもその効果に差はないとも考えられる。

20) FASB[1985b]における追加最小負債は，ABOと制度資産の差額をストック評価するものであるが，大日方隆［2001］では，過去勤務コスト相当額を無形資産として繰り延べることから，収益費用アプローチによる処理であるとみなすことが可能であると述べられている。

21) 会計基準の国際的調和の雛型である国際会計基準は，「財務諸表は，経済的意思決定を行う広範囲の財務諸表利用者にとって有用性のある，企業の財政状態，財務業績および財政状態の変動に関する情報を提供することをその目的とする。」(IASC[1989]，par.12)と述べている。

【参考文献】

Financial Accounting Standards Board [1975], *Statement of Financial Accounting Standards No.5, Accounting for Contingencies*, FASB.

Financial Accounting Standards Board [1976], Discussion Memorandum, *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements Statements and Their Measurement*, FASB. (津守常弘監訳 [1997]『FASB概念フレームワーク』中央経済社)

Financial Accounting Standards Board [1980], *Statement of Financial Accounting Concepts No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB財務会計の諸概念』中央経済社)

Financial Accounting Standards Board [1984], *Statement of Financial Accounting Concepts No.5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB財務会計の諸概念』中央経済社)

Financial Accounting Standards Board [1985a], *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, Elements of Financial Statements of Business Enterprises*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB財務会計の諸概念』中央経済社)

Financial Accounting Standards Board [1985b], *Statement of Financial Accounting Standards No.87, Employer's Accounting for Pension*, FASB. (三菱信託銀行FAS研究会訳[1997]『米国の企業年金会計基準と適用指針』白桃書店)

Financial Accounting Standards Board [2000], *Statement of Financial Accounting Concepts No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB財務会計の諸概念』中央経済社)

International Accounting Standards Committee [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC.

International Accounting Standards Committee [1998a], *International Accounting Standards No. 19, Employee Benefits*, IASC. (日本公認会計士協会訳 [1998]『従業員給付』)

International Accounting Standards Committee [1998b], *International Accounting Standards No. 37, Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, IASC. (日本公認会計士協会訳 [1998]『引当金,偶発債務及び偶発資産』)

Joint Working Group of Standard-Setters [2000], *Financial Instruments and Similar Items*, JWG. (日本公認会計士協会訳[2000]『金融商品及び類似項目』)

伊藤邦雄 [1996]『会計制度のダイナミズム』岩波書店。

今福愛志 [1999]「見なし債務概念の意義と展開」『産業経理』第59巻第3号。

今福愛志 [2000a]『年金の会計学』新世社。

今福愛志 [2000b]「退職給付会計と現在価値」『企業会計』第52巻第8号。

今福愛志 [2002]『労働債務の会計』白桃書房。

大日方隆 [2001]「資産・負債の評価とキャッシュフローの配分」『会計基準の動向と基礎概念の研究 最終報告』。

加藤盛弘編著 [2000]『将来事象会計』森山書房。

川村義則 [1999]「現在価値の測定をめぐる問題について」『會計』第156巻第6号。

企業会計審議会 [1998a]『退職給付会計に係る会計基準の設定に関する意見書』大蔵省。

企業会計審議会[1998b]『退職給付会計に係る会計基準』大蔵省。

企業会計審議会 [1998c]『退職給付会計に係る会計基準注解』大蔵省。

企業財務制度研究会・年金会計研究委員会報告 [1997]『年金会計をめぐる論点』。

企業財務制度研究会 [1999a]『現在価値』中央経済社。

企業財務制度研究会 [1999b]『年金会計』中央経済社。

木田良巳 [1998]「予測損失引当金の割引問題」『會計』第154巻第1号。

斎藤静樹[1998]「財務会計における認識領域の拡大」『會計』第153巻第2号。

醍醐聰 編著 [1999]『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社。

醍醐聰 [2001]『会計学講義【第2版】』東京大学出版会。

佐野哲哉[1995]「アメリカ年金会計にみる完全未履行契約の認識」『経済論叢』第156巻第8・9号。

J.St.G.カー・徳賀芳弘訳 [1999]『負債の定義と認識』九州大学出版会。

徳賀芳弘[1990]「会計上の認識に関する一考察」『會計』第138巻第1号。

徳賀芳弘 [2000]「資産負債中心観への変化の検討」

『Discussion Paper Series』No.2000-3。
日本アクチュアリー会・日本年金数理人会［1999］『退職給付会計に係る実務基準』。
日本公認会計士協会［1999］『退職給付会計に関する実務指針』。
藤井秀樹［1997］『現代企業会計論』森山書店。
松本敏史［1991］「保証債務のオフバランスと債務保証損失引当金」『會計』第139巻第5号。
松本敏史［1993］「引当金会計に対する二つのアプローチ」『會計』第144巻第12号。
山下寿文［1995］「製品保証引当金の性格について」『企業会計』第47巻第12号。
山下寿文［1999］「IASC，米国および日本の引当金会計基準の比較」『會計』第155巻第6号。
山下寿文［2001］「偶発事象会計論」『會計』第160巻第6号。